２０２５年（令和７年）３月２４日

各社会福祉法人等　代表者

福　山　市　長　　枝　広　直　幹

（保健福祉局福祉部障がい福祉課）

（　公　　　印　　　省　　　略　）

福山市障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助金の交付について（お知らせ）

平素より、本市の福祉行政の推進にご理解ご協力いただき、お礼申しあげます。

先にお知らせしました見出しのことについて、実施方法が決まりましたので通知します。

補助対象施設におかれましては、補助事業を積極的に活用していただきますよう、お願いいたします。

なお、申請手続きは、補助金交付申請書兼実績報告書へ必要事項を入力したうえで、添付書類を揃えて申請期限までに提出してください。

**１　補助対象期間**

原則、**２０２５年（令和７年）１月２０日（月）から同年６月３０日（月）までに購入・納品が完了した発電機等が補助対象**です。

**２　申請期間**

**２０２５年（令和７年）７月１日（火）から同年７月３１日（木）**

**３　留意事項**

**次の場合は、必ず事前（申請期間内）に障がい福祉課へ連絡をしてください。**

（１）２０２５年（令和７年）６月３０日までに納品を完了する見込みがない場合

⇒連絡が予めあった場合は、補助対象期間後も補助対象とします。

（２）対象機器かどうか不明な場合

　⇒対象機器でなかった場合、補助を受けることはできません。事前にご相談ください。

※申請書兼実績報告書等の様式は、市ホームページへ掲載していますので、ダウンロードしてください。

詳細は、別紙の「障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について」を御確認ください。

【問合せ先】

　〒720-8501　福山市東桜町３番５号

　福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

電話：928-1062　FAX：928-1730

別紙

**障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について**

**１　趣　旨**

障がい者施設等が頻発する自然災害等による万一の停電時に備え、継続したサービス提供を維持するために行う小出力発電設備、携帯発電機、蓄電器の導入に対して補助するものです。

**２　補助対象施設**

福山市内に所在しており、２０２５年（令和７年）１月１日現在現に障がい福祉サービス等の提供を行っている次の施設

・障がい者支援施設

・グループホーム

・障がい児入所施設

**３　補助対象機器**

・小出力発電設備（低圧（６００Ｖ以下）で出力１０ｋＷ未満のもの）

・携帯発電機（発電用原動機を有し持ち運びが容易にできるもので、３ｋＷ又は３ｋＶＡ以下のもの）

・蓄電器（繰り返しの充電・放電が可能なもの）

**４　補助上限額**

４００千円／施設　（対象経費の上限額６００千円）※台数による制限なし

**５　補助率**

２／３（補助基準額又は対象経費のいずれか低い額に対して）

**６　申請等の方法**

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課へ、電子メール、郵送又は持参で申請してください。

|  |
| --- |
| （注意１）メールの件名タイトルは、「【障がい者施設等非常用発電機等導入補助】の申請等について（○○○○）」と入力してください。※（○○○○）は、法人名を入力してください。（注意２）法人ごとに申請してください。 |

・福山市ホームページ＞障がい福祉課＞「福山市障がい者施設携帯発電機等導入支援事業費補助について」へ、申請等に関する情報を掲載しています。

**７　申請等の流れ**

**①法人とりまとめで補助金交付申請書兼実績報告書による申請**

**障がい福祉課**

**法人**

**補助対象の事業所・施設において補助対象機器を購入**

**②交付決定及び交付額決定通知**

**③請求書の提出**

**障がい福祉課**

**交付決定を受けた法人**

**④口座への振込**